

新潟市土木部一者随意契約審査委員会設置要綱

(設 置)

第1条 新潟市土木部が契約する物品購入、業務委託及び賃貸借の一者随意契約の適正運用を確保するため、土木部一者随意契約審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職 務)

第2条 委員会は、1件500万円以上の物品購入、業務委託及び賃貸借について一者随意契約を行おうとするときは、その随意契約が適当であるかを審査する。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員長には土木部長を、副委員長には土木総務課長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開く時間のないときは、関係委員に回議して、これに代えることができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、土木総務課において処理する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	備考
土木部長 土木総務課長 道路計画課長 みどりの政策課 東部地域土木事務所長 西部地域土木事務所長	委員長 副委員長